平成２２年（フ）第３３６８号
大阪市東成区大今里西３丁目16番12号パルミエール新橋301号
債務者　南井惠こと　金　　惠恩
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１４号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１市営粟倉住宅Ｈ棟22号、前住所静岡県富士宮市外神900番地の１
債務者　田代　静江
1　決定年月日時　平成22年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７１号
岡山県英田郡西粟倉村大字大茅1555番地
債務者　中野めぐみ
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第６４号
岡山県津山市二宮760番地４
債務者　西本百合子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第３２７６号
大阪市都島区都島南通１丁目６番16号ハイツ浦野Ⅱ302号
債務者　宮田　正芳
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１４号
長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触2497番地３、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触1006番地１
破産者　松本　幸子
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所壱岐支部

破 産 終 結

平成１４年（フ）第１３９号
佐賀県唐津市和多田大土井９番３号
破産者　有限会社ミヤザキ
1　決定年月日　平成22年４月27日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終え、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２７８号
茨城県鉾田市上幡木1362番地１
破産者　株式会社ヤマシン
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７６８号
東京都青梅市藤橋２丁目48番地の５カンパーニュＢ201、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市藤橋３丁目18番地の12藤原コーポ203
破産者　矢野さやか（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第３２４号
佐賀県藤津郡太良町大字伊福甲3230番地
破産者　有限会社山久
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第２８６号
岩手県奥州市水沢区卸町３番地８
破産者　株式会社依田栄
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２４２号
山形市流通センター３丁目６番地の１
破産者　東北工業株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６８号
東京都西東京市谷戸町１丁目13番６号
破産者　樋口　里己
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２０年（フ）第２９２号
三重県桑名郡木曽岬町大字和富１番地11
破産者　黒宮　　清
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第８４４１号
大阪市生野区小路東５丁目12番16号
破産者　有限会社新栄包装社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３１５６号
大阪府東大阪市日下町４丁目２番32号
破産者　日正製作株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２２９号
大阪市平野区長吉長原東３丁目２番２号
破産者　アートリカー株式会社
1　決定年月日　平成22年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部